

野田市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和5年4月7日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1・2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
9番 染谷美佐夫	10番 針ヶ谷久翁
11番 鳩貝直子	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

〈農地利用最適化推進委員〉

1番 岡田輝雄	2番 瀬能良一
3番 中島清忍	4番 藤井文男
5番 飯塚正明	6番 栗原英雄
7番 野口寛	8番 山田教明
9番 渡野邊信廣	10番 越川定男
11番 後藤和久	12番 逆井智
13番 須賀茂	14番 知久清治

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について
報告第6号 農地利用集積計画の中途解約について
報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告第8号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
主査	松崎 哲史

議長 ただいまから令和5年第5回野田市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

12番 宇佐見 稔久 委員

13番 吉岡 清美 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第8号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、鶴奉の田1筆で433平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年3月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井委員 今月は2班が担当で、4月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から5番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番から11番、13番から15番については石山高弘委員、議案第1号申請番号6番から9番、議案第3号申請番号12番、16番から23番については鳩貝委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について石山高弘委員から報告をお願いします。

石山(高)委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、鶴奉字北中島の田1筆で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で383平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年3月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山(高)委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、船形字石塚の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番から5番については、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番から5番についてご説明いたします。

申請地は、畑5筆で8628平方メートルの内5429平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、耕作予定がないため、譲受人は、新規就農のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年3月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号3番から5番について報告します。

申請地は、三ツ堀字久保の畑5筆で耕作中の農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、営農計画・事業等について、説明をお願いします。

申請人 まず自己紹介の方をさせていただきます。

柏市から参りました〇〇と申します。

よろしく願いいたします。

まず土地の選定のところなんですけども、こちらにつきましては、もともと私、柏の方で就農を考えておりまして、土地を探していました。

栽培したいものについては、トマト、枝豆などを希望してまして、なかなかそれに当たる土地が見つからずにいまして、こちら野田市の農業委員会さんの方で相談させていただいて、あっせんいただいといるところが、一番の理由になっております。

もちろんご紹介いただいた土地につきましては、本当に日当たりも良くてですね、角度もないってうか、本当にハウスも建てやすい土地で建てることについても、地主さんからご了承頂けたというところで、こちらの土地を決めさせていただきました。

続いて営農計画のところにつきましては、冒頭申し上げた通りなんですけども、トマトをやっ
ていきたいと考えております。

面積につきましては大体1反というところで、今いろいろ業者さん等と交渉を進めているところ
です。

ただ実際にまだハウス建ておりませんので、今期につきましては、露地の栽培を中心にやっ
ていきたいと考えております。

作物といたしましては、春夏のところは、枝豆とか、キュウリ、ナスってうことですね、秋
冬につきましてはブロッコリー、レタス、にんじんというところを栽培していきたいと考えてお
ります。

作ったもの、生産物の処理につきましては、近隣のスーパーに、地場野菜売り場があり置かせていただくというところで、今、具体的に4つのスーパーマーケットとほぼ交渉が終わったところでございます、共通のスーパーマーケットに置かせていただくということになっております。

農業機械の所有の状況につきましては、今現在ですね、トラクターについては、柏の農家さんの方から安く譲っていただくということで今、手元でございます。

他に管理機につきましても、同じように、近隣の方から譲り受けをいただいたりとか、あとトラックにつきましても、柏農家さんから安くいただいているというところで、一応営農が開始できる状況になっております。

実際に農作業に従事する者というところなんですけども、隣に座ってる妻と2人でやっているかと考えております。

ただ作物的にですねやっぱり忙しくなるものが、トマトとかキュウリとかでございますので、忙しくなるような状況になってきた場合には、別途でパートさんを検討、雇用するというところを検討していきたいと考えております。

あと技術についてなんですけども、私今年の4月から、柏市の〇〇農園さんというところに、お世話になっておまして、そこでトマト栽培、あと露地栽培もいろいろやっておまして、枝豆栽培とか学ばせていただいております。

夏からまた別のトマト農家さんでもやっっていて、また違う農家さんで、養液土耕やってる、〇〇農園にも行かせていただいて、あと9月から農業大学校から養成研修の方に行かさせていただきまして、こちらが3ヶ月間の研修という形で行かさせていただきました。

以上になります。

議長 何かご質問ありますか。

石山（高）委員 私、三ツ堀の隣の地区で農業やっていますが、作るのも難しいですが、売るのはもっと難しい。

スーパーに置かせてもらえると、そういう話がありましたが、作ったものを全部、置かせてもらえとは考えられなく、特に、お話いただいたものがすべて夏野菜だったので、置けなかったそのできた作物の余剰みたいなものが絶対出ると思うんですよ。

それについての計画がなかったので、私たちは市場に出荷組合に出しています。

市場で、その値段で販売していますが、どういう販売計画があるのか、お聞きします。

いずれ施設栽培用ハウスを作る予定で、それはすごくいいことだと思います。

そうすると井戸掘らないといけないと思いますが、地主さんに確認とれてますか。

申請人 一応、後半の方のご質問ですね、井戸につきましては地主さんの方からも、ご了承の方はいただいております。

ハウスのご相談と同時にですね、相談させていただきました。

最初のご質問もですね売り先のところについては、まだ考え方が甘いとか、そういうふうなことが残ってまして、一応私の中では4つのスーパーマーケットに、置かせていただけるって

うところで、むしろ逆にすごく4つも持っていけるかなという感覚でいたので、それ以外の販売先については、まだ検討を受けてなかったのですが、今後、その辺は課題として考えていきます。

宇佐美委員 トマトをハウスでやるということですが、今ご承知の通りハウスは暖房になってるし、かなり燃料もかさんでるし、ほとんど売ったやつは燃料代で消えてしまう。

大変厳しいと、私は思ってます。

それでトマトっていういろいろな品種があって、例えば何月から何月まで、やるのかっていうのが1つ。

それによって経費の考えから、おそらく倍以上違ってくるんじゃないかということが1つあります。

もう1つは、さっきキュウリやるっていうことだったんですが、これは露地でやるんですか。

申請人 露地になります。

宇佐見委員 今の品種っていうのは、ご承知の通りほとんどハウス栽培を前提に改良されてるので、それを路地で作るってことになると、おそらく採算がとれるようなことにはならないんじゃないかという感じがします。

それで、まして今のご承知かもしれないけどキュウリは、白い粉が浮かぶような品種になってるんですよ。

そういう品種っていうのは、路地で作ると、非常に収穫が安定しない、第一に病気に非常に弱いというのは、だからそれを採算性がどうなのかということをちょっと心配しました。

例えばキュウリなんかでも苗を、自分で仕立てれば大して経費はかかりませんが、今買うとなると1本、確か小さい薄いバックを買って30から40円します。

もう1つこれ、申し訳ないんですが、例えばハウスを作って順調にまわるまでは、それなりの運転資金等、それから生活面で資金が必要になってくると思います。

安定するまでの生活する経費とか、そういうことをどういうふうにお考えになっているのか、お聞きしたいです。

申請人 最初のご質問トマトの作形については、ご指摘の通りにあるんですけども、こちらに燃料の高いところの施策が書いてあるんですが、秋口に種まきをして1月ぐらいから収穫始めて6月ぐらいまでやっていきます。

私も少しまだ勉強不足で、まず、そもそもここを選んだ理由っていうのが、農家を志す前に、柏市の方で体験農園というものを4年間やってまして、そこでキュウリ栽培というものがある程度、上手に作ることができたところから、規模を広げて路地でもできるかなというところで路地でキュウリをやろうって、今回の計画に向けて載せさせていただいていますが、そこまで掘り下げて、たどり着いていないっていうのがあります。

最後の資金のところなんですけども、一応ハウスを建てるとなるとお金を借りたりとか、それを返すことも念頭入れながら、運用していかなければいけないと思うんですけども、そのあたり

について借入金については、すぐ返済が始まる形にはしないで、軌道に乗ってくる2、3年間は返済が入らない計画を取らせていただいて、運転資金を繋いでいくと。

もちろんそれ以外のところでもいろいろなものが出てきますので、そこについては私どもの方で、今まで貯蓄してきたもので、つなげたりとか、後は、今回4月に就農を希望したのは補助金を受けたいってということもあってですね、経営開始型の補助金を確認しながら、そこを上手くというような形で、その辺のコストの部分のカバーしていきたいというところで考えております。

宇佐見委員 1月から収穫する1月後半ですか、1月前半ですか。

申請人 1月前半です。

宇佐見委員 1月前半に収穫すると8月に間に合わない大体180日かかる。

私もトマトとキュウリ実は20年作ってました。

一番とっても難しいし、手間かかります。

例えば実作った後、作ったときに、花がまわりにつくので、それを取ってやらないとカビがそこから入って、実が落ちちゃうとか、どうしてもミツバチの活動が鈍くて、うまく実がならないとかがあってことがあるので、一番難しくなる時期なんですけど、その辺は頑張ってみて、わからなければ大体のことわかりますから、教えます。

申請人 ぜひご指導、よろしくお願いします。

石山（高） 4日前の現地調査で、畑見てきたんですが、すごく綺麗な畑で地権者の方が、今ちゃんと維持してきたのだなっていうのが見れる畑でしたので、ぜひ頑張って、その畑をずっと活用して、いい作物を作っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

申請人 頑張ります。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 申請番号6番7番については、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号6番7番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 6 筆で 3134 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、新規就農のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

下限面積要件は、4 月 1 日に改正され面積要件は無くなっております。

令和 5 年 3 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第 1 号申請番号 6 番 7 番について報告します。

申請地は、関宿台町字東十二の畑 6 筆で肥培管理されている農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、営農計画・事業等について、説明をお願いします。

申請人 ○○と申します。

年齢は 42 歳です。

先月 3 月 25 日に関宿台町に、東京から引っ越して参りました。

土地の選定理由は、申請書上は自宅から近かって書きましたが、逆に言うと畑に合わせて自宅を選んでますので、本当の土地の選定理由としては、いちご観光栽培をメインと思っておりますので、関宿城と境の道の駅とが周りの環境インフラを少し拝借しながら、バイパスが通るってこともありますし、インターとの距離感とかですね、総合的にみて、これから人が人を呼べる可能性があるんじゃないかっていう意味で選定しました。

営農計画としては、いちごのみを栽培する予定です。

栽培面積が、今回 3000 平方メートル弱ありますが、駐車場等もありますので実際の栽培面積としては、13 アールの栽培ハウスになります。

4 番目の栽培物の処理方法は出荷先は、先ほど言った観光がメインなんですけども、1 年目からうまくいくと当然思っておりませんので、委託販売する場所で境の駅に置きます。

あと、関宿城の販売所に、そこにイレギュラーって書いてあるんですけど、いちご3つ分の小さいカップですね、食べきりのものをライダーさん対象に置こうと思っております。

境の道の駅にしろ、関宿城のいちごにしろ、食べていただいた方には、いちご狩りの割引券をつけさせていただいて、いちご狩りの方に誘導したいなと思っております。

3月からいちごのカップ販売をしようと思うんですが、1月2月まだいちごの量が少ない間は、私東京から来ましたので、元々住んでいた場所が豊洲っていうところなんですね、豊洲のマルシェで、月に1回、一応持ち込みで販売することは、もうやる前がちょっと実は内々に言っていたので月2回ほど、週末にマルシェ東京で販売して、その方々に同じように、これいちご狩り割引券ですっていうの渡して、その東京のお客さんを関宿の方へ呼び込みたいなと思っております。

処理方法としては先ほど言った道の駅と関宿城で委託販売ですね。

あとは店頭販売という形になります。

ただ、計算上はですね収支計算する中で、1年目2年目に関しては、当然それだけでも足りないんだろうと思うので、市場出荷っていうのを一部入れて計算をしております。

5番目の農業機械状況では、機械っていうのは特別に施設なので、機械はないんですけども、先ほど言った13アールのハウスの環境整備をするような中にいろいろと加温器があったりとか、栽培設備があるようなものです。

あと育苗ハウスっていうのが、今、融資の方に打診をしまして、順調におそらく、あと1個2個要件があるんですけど、可能かなというところまでは順調にきてございます。

そのうちの1つが今日の3条の申請です。

6番目の農作業の従事ですが、基本的には私と家内、あと今回移住に伴い、私の両親も実は連れてきておりますので、私、私と家内プラス、両親父母という感じです。

あくまでもサポートっていう認識でおります。

7番目のですね、技術が十分にあるかっていうところは、いちごの栽培事態は、私はしたことがなかったので、春日部市にある〇〇ファームっていういちご畑で今年全国の品評会で優勝したそうなんです、すごくしっかりしたところだと思うんですが、ここで、ちょうど今1年ぐらい研修をさせていただいています。

私が就農して、私が栽培するものに関しても、実は〇〇ファームさんの方から、施設等を買わせていただいたりするので、どれぐらいか頻度がわかんないんですけど、僕は自分が栽培を開始しても平行して〇〇ファームさんでの研修は、1~2年は続けていこうかなと思って、私の畑でやったものと答え合わせするっていうイメージです。

あとは〇〇大学という一応農業大学校で1年間学びました。

議長 ただいま説明員より説明がありましたんですけども、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

後藤委員 ただいまいろいろ説明ございましたが、一番問題は、人の雇用の関係、奥さんと2人で営農するというので、あと父母に手伝ってもらおうというふうな話でしたけども、それでうまく回るかなと思って気にしています。

申請人 いちごハウスの10アールのハウスでやる場合の適切な人数ってのは、1人から2人って言われてますので、私の研修先でもそんなふうにやっています。

そこに関して私は4人いるのでちょっと過剰となっております。

それは、いちご狩りでの接客だったりとか、通常の栽培以外のことをやり抜くので、通常よりもちょっと過剰に、用意してるっていうことで多分大丈夫かなと思います。

後藤委員 しかしそれは慣れている人で経営をしている方だと思います。

ただ、あなたが始めるとそれで回るのかなっていうのが、ちょっとふと思いましたので、お聞きしました。

申請人 そうですね人を入れること自体は、多分そんなに難しくはないと思ってるんですが、

当面必要がないと思っているのが、実際自分でですね、通常の栽培管理と収穫、パック詰め、自分で春日部でやってみてシミュレーションすると、10アールやるのに80時間で1人必要だったんですね、僕1人でできたんです。

あくまでも僕1人で、家内には、そういうのはやらずにパック詰めに専念してもらおう。

収穫、朝の5時から遅くとも8時まで日が登るまでしかやりませんから、そこには父親とかを入れますけれども、それでも多分、今の人員体制でやったとして、メインでやるのは僕だけで十分です。

宇佐見委員 基本的なことでも申し訳ないんですけど、これは土耕ですか、それとも高設ですか。

申請人 高設です。

宇佐見委員 1300平方メートルの出荷、最盛期これから3月～4月になると、かなりの量できてきますよね。

パックで、これくらいの畑だと200から300個、最盛期だとでると思うんです。

本当に販売できるのかなと、疑問があったんですよ、売り切れるのかと思います。

ある程度、余った場合には、その処分方法も考えておかないと。

申請人 観光がメインで、販売等も考えて、1年目2年目は、1年目に関して市場出荷を49%、2年目に関しては20%です。

シミュレーションパターン3つぐらいは、松竹梅じゃないですけど、一番悪いパターンでいうと70%が出荷でやっています。

そこで一応あの収穫が回るか回らないかっていうのは、私と父親と2人での収穫だったら、一応回れます。

宇佐見委員 大変ですよ、いちごは休めない仕事で、朝日が昇る前に収穫でしょう。

生産量あると結構大変だなと思います。

申請人 人の名前出したらまずいんですが、〇〇の方にあるような、いちごハウスさんとかですと、全部で栽培面積合わせると30アールぐらいあると思うんですが、収穫してるのは1人で収穫されてるんです。

就農して4年目かな、やられてられると思うんですけど、そこと比較して13アールで私と父親60歳後半ですけど、2人でできると思ってるんですけども。

宇佐見委員 私の知り合いで、いちごで体を壊した人がいます。

申請人 それもあって、誰でもできるようにっていうのと、体の負担を少なくみてもやっぱり高設っていうところを選びました。

瀬能委員 今言ったような形でやってるのは私の息子なんだけど、要はやっぱりね当初が大変なんです。

当初はスタートは1年2年、人的要因のところもね、実際私どもは一切関わってないんですよ。

一切手伝っていない、息子たちだけでやってるんだけど、息子の奥さんの親御さんが2、3年、今も来てますけど、相当やっぱり手伝いに来ていただきます。

今は4年目で、少し乗ってきて、いちごの販売っていう部分で、やっぱり全量販売していないっていうことがあります。

それで、今やっているのは聞いてると思いますが、冷凍して夏にそれを使ったカキ氷のイベントやったとか、今年もそれをもっと拡大して、今度、1坪の冷凍庫、今3つぐらいありますが、また増やして、その冷凍のやつを多くして、それでイベントでキッチンカーを今、何か準備しているいろやるような形で計画してるみたいです。

今いろんな情報を取れると思うので、できるだけやっぱり自分に合う、そういったところを情報入手して、要は失敗ないような形でせっかくね、計画してることだから、ぜひ頑張ってもらいたいんだけど、いずれにしても、計画1人は絶対行きませんから、いちごに限らずね、いろんなことだって、一応ハウスって言っても、やっぱり気候に左右されますからね、だからそういうことで、大分神経使ったり、いろいろなことで苦労すると思いますが、せっかくやろうと思ったことですから、絶対、諦めないで続けて頑張ってもらいたいと思います。

申請人 ありがとうございます。

石山（幹）委員 いちご栽培ということですが、苗についてはどうなんですか。

申請人 種からではないです。

今、春日部市で研修の最中なんですけど、今年分は春日部市の研修先から苗を購入しています。

原則、自分のところに育苗しますけど、苗代に関しては、2品種扱って、要は買って増やして

いきます。

石山（幹）委員 高設ということですが、中はロックウールですか。

申請人 高設ですが中は土です。

ロックウールも考えたんですけど、国内の物がなくなってしまったので、やめました。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 756 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 3 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第 1 号申請番号 8 番について報告します。

申請地は桐ヶ作字前坪の畑 2 筆で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 5 筆で 1418 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農地を手放したいため、譲受人は、新規就農のためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年3月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第1号申請番号9番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字〇〇の畑5筆で保全管理されている農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、事業計画について、説明をお願いします。

申請人 皆さん、よろしくお願いいたします。

私は申請人〇〇の代理、書類作成をしました、行政書士の〇〇と申します。

こちらがご本人の〇〇さんですが、17年前にパキスタンから帰化されて、もう日本語のペラペラなんですけど、こういう行政上のいろんなご説明でちょっと私の方で、代わりにさせていただきます。

まずお名前がですね、〇〇とおっしゃいまして、野田市〇〇にお住まいです。

昭和43年生まれ、55歳。

それですね、職業は、海外関係の観光業をやってらっしゃいまして、あと中古車の輸出の関係の仕事もやられて、そちらの経営もされています。

そして今回は農業の方、やっていきたいというふうに決意されましたのは、実はこちらの野田市〇〇の方の、イスラムの団体ですね、一般社団法人〇〇という団体の理事をされていまして、こちらの礼拝所と言いますか、その皆さんが週に1回、今は100人ぐらいですけども今回この隣接地に、古民家を購入されて、モスクっていいですかモスクといっても日本の建物ですけど、そこ広げられて150から200人ぐらい集まられて、そこの理事をされていてそこに集まってくる方が、また近隣の方へなんかに、結局その週に一辺、いきなり100人も200人も外国のイスラム関係の方集まってくる、集まってお祈りして帰るみたいだけど、何をやってるんだろうということ、ちょっと違和感を覚えられるようなこともあるんじゃないかというのを心配されました。

そしてまたイスラムの教えでもありますが、周囲のまた地域の方々と仲良くまた温厚にね、親

和を図ってっていうものがあるもんですから、ただ自分たちが集まってそこへ祈りをささげに来るといって、近隣の方にも、自分たちの生きざまを見てもらって、また仲良くしてもらって、また農業をあわせて行うことによって、農業をやっていく姿とか、またそこでできた収穫物、やはり事業ですから、イスラム関係のレストランに卸すことも計画しておりますけれども、そればかりでなく、近隣の方にお配りしたりして、親しみをね持って、親睦を深めるということも、目的の中にございました。

そういうことをございまして、今回の申請する土地の方では、その隣接に新しくモスクができて、そこで集まれる方々の協力をいただきながら、その農業をやるというふうな趣旨でございまして。

もちろん〇〇さんの方もご自宅もそこから、1キロぐらい結構この近いので、自宅から近いということもあって、実際にはおやりになるのは、観光業とその車の方は、息子たちが仕切りをやりましますので、ご自分としてはしばらく軌道に乗るまでの間、親しい方の中に農業生産法人を営んでらっしゃる方とか、イスラムの集まってくる方の中でも、農家にアルバイトに行き、いろいろ実地のなんていうんすかこの技術を持ってる方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方の助力をいただきながら、農業生産という一反半なので今回法改正で5000平米以下でも申請できるようになったので、本当に大変皆様のご理解と、こういう門戸を開けていただいたことに大変感謝申し上げている次第でございまして。

そういうことで土地の選定理由はそんなところでございまして。

それでは、営農計画の方ですが、面積も大きくないので、夏場は一般的にやられるように、枝豆をやったり、キュウリやナスを考えております。

また秋や冬は、これも定番でしょうけれども、ブロッコリーとか、レタスとかニンジンとか、あと大根を考えています。

また、周りの人はキャベツやれとかって言われてるようなんですけども、ちょっとその辺はいろいろ相談しながら進めさせていただく予定でございまして。

生産物の処理方法としては、先ほど申し上げましたように、結構閑宿にもインド、パキスタン料理のお店ってのは結構ございまして、野田にもございましてけれどもそういうところに出荷して、買っていただくことを予定しております。

それから農業機械の状況でございまして、これ近隣の畑の耕作を請負っていらっしゃる〇〇さんという、非常に親しくしてらっしゃる方と、土地譲り渡し人である〇〇さんたちがお持ちの機械を、その都度お借りして、やらせていただくということで考えております。

農作業に従事する人数ですが、これ通常はお1人とそれから息子さんたちぐらいなんですけれども、繁忙期とか毎週金曜日に100人近い人が来ますんで、午前中はそういう昼近く礼拝が終わったら、みんなで畑出て、草取りをやったり収穫の時期は、20人や30人は、何ていうか奉仕でやってくれるわけですけどそういうことを協力をいただいて、進めさせていただくことを考えております。

それとあと技術が十分にあるかっていうことですが、これはやはり本業ではないので詳しくはありませんから、先ほどの農業法人をやってらっしゃる友人の方とか、近隣にこられる〇〇さんとか、それから〇〇さんとかに教えていただきながら、イスラムの方々に農家でアルバイトをし

てる人はなんぼもおりますので、そういう方にいろいろ手伝っていただきながら進めさせていただく予定でございます。

以上ざっとしたところですけれども、その農業を通じて、日本の皆様と仲良く和解をして、また相互に理解を深めてやっていきたいという気持ちが非常に強くお持ちでございますので、ぜひ委員の方には、その趣旨をご理解いただきましてご賛同いただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま説明が終わったんですが、これに対しまして、ご意見等、ございましたら挙手をお願いします。

瀬能委員 質問ですが、今回この一反半の面積ですけれども、他に貸したり譲ってくれるっていう人が、いた場合には、もっと規模を拡大するような計画っていうのはありますか。

申請人 もしチャンスがあれば、やります。

農産物でも売ればレストランに行けばお金になるので、そういういろいろ経費に充てられるから、うちら道路の北側なんですけど、南側にいい土地があるんですよ。

ただ一気にその広いところ全部借りたりしたら、できるだろうかってちょっと自信のない面もございまして、今回はここの部分だけなんですけど、それはもう広げる意識の方がございます。

瀬能委員 賢明な考え方ですね。

いろんな方がいて、協力していただいて、技術的に向上させて、いいものを作ってというふうな計画でいるでしょうから、それが軌道に乗ってきたら、ご存知のように農地はどんどん空いてきてますので、活用していただけるように、また規模拡大とか、そういうことをやっていただいて、地元の人と上手く行くような形もぜひお願いしたいと思います。

申請人 ありがとうございます。

議長 他に質問はがないようでしたら申請人を退席させたいと思いますがよろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

これより議案第1号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で2851平方メートルの内225.67平方メートルとなっております。

転用の目的は、住宅用地です。

令和5年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、昭和44年以前から使用していて転用済でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は、該当無と報告されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番から10番については、同一事業なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番から10番についてご説明いたします。

4ページから6ページをご覧ください。

申請地は、畑19筆で19475平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転によるサッカー施設用地です。

令和5年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号1番から10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、計画地内で盛土、切土し整地して、サッカー施設とする計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、排水は合併浄化槽で処理後市道内の側溝へ放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックとネットフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番から10番の説明をする前に、申請番号1番から10ページの申請番号23番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番から10番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号11番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で5876平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場です。

令和5年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号11番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、はえている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスや単管パイプとロープで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、該当無と報告されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 12 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 12 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 998 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による貸資材置場用地です。

令和 5 年 3 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第 3 号申請番号 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き整地して、貸資材置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロックとフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は申告の必要がないと報告されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 786 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による貸駐車場用地です。

和 5 年 3 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第 3 号申請番号 13 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き貸駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に単管パイプで仕切りを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 14 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 14 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 1682 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場用地です。

和 5 年 3 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第 3 号申請番号 14 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に単管パイプを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 15 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 15 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 12317 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用賃借権設定による一時転用の広場等用地です。

和 5 年 3 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号15番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、整地して広場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、予算書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号16番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号16番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で902平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

和5年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号16番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生えている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き、転圧して車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 17 番から 19 番、22 番、23 番については同一事業者なので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 17 番から 19 番、22 番、23 番についてご説明いたします。

8 ページから 10 ページをご覧ください。

申請番号 17 番 18 番は同一事業で

申請地は、畑 4 筆で 1364 平方メートルとなっております。

19 番は、畑 1 筆で 770 平方メートルとなっております。

22 番 23 番は同一事業で、畑 3 筆で 1446 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

和 5 年 3 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第 3 号申請番号 17 番から 19 番、22 番、23 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

17 番 18 番の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

19 番の申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

22番23番の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号20番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号20番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で789平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施用地です。

和5年3月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第3号申請番号20番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、おい茂っている農地でした。

計画内容は、現状のまま太陽光発電施とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 21 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 21 番についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 1404 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

和 5 年 3 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第 3 号申請番号 21 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断されますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないため例外規定に該当します。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き転圧して車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

事務局長 8ページの申請番号15番見ていただけますか。

私は農業委員会の事務局のほかにもう一つ仕事がございます、遊休農地活用担当しております、今回の申請は広場ということで農地の所有者の方から、野田市で利用して頂けるなら貸したいとお話がありました。

市では広大な面積を洪水ハザードマップで浸水しない地域の農地ですから、農地として利用するのが一番なのですが、周辺が市街地ですから広場として利用したらどうかと、一時転用になっています。

今後の需要動向調査をして、どういった形で使っていくのが一番いいのかということ进行研究していきます。

その間、スポーツ広場として周辺農地に影響がでないように、芝を張るなどの整備をして、5年間の申請をしております。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

申請地は農地法所定の手続きをせずに昭和28年12月22日より宅地として利用し現在に至っ

ております。

平成 10 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 5 年 3 月 22 日に受付をしております。

以上です

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

本案については、議事参与の制限を受けるため、野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、79 番、81 番、82 番以外について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号「農用地利用集積計画の一般」79 番、81 番、82 番以外についてご説明いたします。
12 ページから 17 ページをご覧ください。

野田市長より令和 5 年 3 月 30 日付けで、令和 4 年度第 12 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、3 年 8 ヶ月の賃借権設定が畑 2 筆で 2208 平方メートル、5 年の賃借権設定が田 1 筆で 1864 平方メートル、畑 36 筆で 18192 平方メートル、10 年の賃借権設定が田 7 筆で 4834 平方メートル、畑 33 筆で 22907 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の「一般」79番、81番、82番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

(異議がある場合は、当該案件は別途最後に採決する)

議長 次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議長 議案第5号一般の79番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号一般の79番についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

5年の賃借権設定が田1筆で214平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号一般の79番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の〇〇委員の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

議長 次に野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議長 議案第5号一般の81番、82番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号一般の81番、82番についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

5年の賃借権設定が田2筆で922平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号一般の81番、82番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第6号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 「農用地利用集積計画の中間管理」についてご説明いたします。

18ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10年の賃借権設定が田1筆で2957平方メー

トル、畑8筆で5054平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第6号についてご説明いたします。

19ページ、20ページをご覧ください。

野田市長より令和5年3月30日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の「中間管理」及び議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第7号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

初めに、運営委員会議長よりご報告をお願いします。

齊藤運営委員会議長

農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により、令和4年度からの最適化活動の目標設定等について、基本的な考え方が示されました。令和5年度最適化活動の目標設定について、農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、令和5年度の活動最適化活動の目標設定等を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表するものです。

先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところです。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局

「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」説明

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

議長 「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページ2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、4件受理しております。

次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

次に4ページから7ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、15件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に8ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6号の規定による合意解約の提出が1件ありました。

次に9ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に10ページをご覧ください。

報告第6号 農地の現況に関する登記官照会については、1件証明いたしました。

次に11ページをご覧ください。

報告第7号 軽微な農地改良の届出については、1件提出がありました。
以上です。

議長 報告第6号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、許可済みの土地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後3時45分)